

正校

地方落穂集

十一十二

73
6424
6



73
號 6424
卷 6

櫻井
藏書

校正地方落穂集卷之十一

目錄

- 一 論所地押申付らしし手代勘定所市呼出之事并請書之事
- 附 内寄合しし市渡は相成る諸書物請取認方之事
- 一 御當地し初設双方より取る證文之事
- 一 掛り奉行へ伺うべき品之事
- 一 論所着の節早速取るべき證文之事
- 一 宿より取るべき證文之事
- 一 双方論人共へ申渡を書付之事
- 一 吟味の節罷出る人数前書付之事
- 一 見分吟味相済双方より取るべき證文之事

故
櫻井理行氏
大正四年
十二月廿日
櫻井氏の
寄贈

校正地方落穂集 卷之十一 目

- 一 木錢飯米代請取書付認方之事
- 一 論所手入のじき音證文之事
- 一 在當地へ罷出る日限申渡双方證文之事
- 一 論人共出府の節取る證文之事
- 一 掛り奉行へ書物差出と目錄之事
- 一 双方より前方差出せし帳面返すと即取べき書付之事
- 一 中裁許消評之所納書物入箱表書認方之事
- 一 代官より差出と飯着届の事
- 一 論所月日付心得るべき品之事

校正地方落穂集卷之十一目錄 畢



校正地方落穂集卷之十一

信陽 東條耕子 校

○論所地押申付らるる手代中呼出の事

一 論所地改めとして手代遣はさるる節を兩人づ、遣はさるる節あり尤
 代官兩人へ由勘定手頭より切紙を以て申越さるるあり文言左の通り
 申し談する候有之由間明幾日手代一人由勘定所へ由差出し可成
 以上

月日

何之誰様

何之誰 印
何之誰 印

右の通り切紙来りあり其節代官在詰あり留守居手代たりと承り翌日手代一人差出し用向承りあり右請書左のことし

覚

地押用ニ付誰方代官姓名より手代一人差出しハヤ仰付らる畏り奉り依之誰と申ス者差出し申と云々ハ尤来幾日誰様内寄合ニ右の者罷出用相伺ハハヤ仰せ度ハ是畏り奉りハ誰儀支配所ハ罷越ハる苗守居の者ハ清奉申上ハ以上

月日

何之誰手代

何之誰印

御勘定所

右の書付ハ其掛りの子頭衆へ差出せど其節差図ハあり扱内寄合

当日會席ニ見分手代兩人ハ所状その不々諸書物ハマ左しあきり又由り所状答書と字し取返上と右書物請取口上書左の通り認め上る尤も書付の真数と其度増減ハラベシ

覚

- 一 何國何郡何村と何村山論所状并返答書字し取り本書と返上仕ハ
- 一 何村より差出ハ古水帳 何冊
- 一 何村より差出ハ水帳 何冊
- 一 双方より差出ハ松木伐株改帳 一冊
- 一 立會繪図 一枚
- 一 双方より差出ハ書付 一通
- 一 何村より差出ハ書付 一通

校三也一乃各書集 卷之十一

月日

宛所

手代両名印

○江戸にて初發取らるべき證文の事

差上申證文之事

- 一 私共山出入地改めの儀此度各様へ仰せ付らねり付左の通り仰せ渡
- 一 地改め申渡中宿の儀も双方とも拘りらるべき者兩村相談の上相
- 一 宿の儀少しも取繕ひ不仕置表替其外新規の儀不仕在米通致を
- 一 申渡中上下とも申定の木錢下り米を市買上あされり同所有合の

野菜を以て一汁一菜の肴堅く仕る爲じく小若し申馳走がぬしは儀

仕小りび屹度仰せ付らるべき旨畏り奉り小

一 右申用中相伺ひ度儀有之小りび双方申し合せ一同罷り出申上べく

小万一心得違ひくと一方の罷り出小りとも申聞きふらぬばる旨仰せ

渡り色畏り奉り小

一 申呼出しの外申用無之とて双方とも申旅宿へ立入申を爲じき旨仰せ

渡り色畏り奉り小

右の通り仰せ渡り色逐一承知仕り畏り奉り小万一相背き小りび如何

様の越度よも仰せ付らるべく其為め連判証文差上申処依て如件

何国何郡何村

許訟方 名主 誰 印

年号月日

同國同郡何村

相手方 名主 誰 印

宛所兩人

右の趣申し渡し清証文と取立地出立の節を前日は先觸差出さ
くは付早々飯村の上宿の外とも手交へおたやうは双方申し合せ着
日よを双方ともは途中まで罷り出案内致をきき音申し渡しは在所へ返
をへきまあり

○掛り奉行へ同くき品の事

何国何郡何村と山論出入地改出用奉伺覚

地改め仕小場所より急は相同ひ申さるは叶はざる候由坐小
脚を以て申上べく候我

一 論外市料私領寺社領百姓へお尋杯小品并立會せ申とへき候由坐小

積り仕るべく候我
拙者共よりその村へ差紙つのはし呼出し吟味お仕り口書取り候

一 水帳名前お争ひ何とも落着はら候節と地押仕るべく候我
地改めの節立會繪図と場所お違の候由坐小繪図仕直させ申

一 双方ともは万一狼籍の候由坐小節をとり取計らひ候やう仕るべく
候我

一 地改吟味の内若し出入取扱ひ申し度音願ひ候由坐小願の通
申付拙者ども吃度取扱せ出入内消仕り口証文を取り双方の者
どもありは扱入ともは連罷り候り候やう仕るべく候我

右の通り奉伺以上

月日

手代兩名 印

右の伺書と志たぐり苗役衆へ内意を伺ひは差出を多し尤も見分場
所の様子より右ヶ条の外より伺ふべき品も何れも先
大畧を記し余をこれに准まへし

右伺ひお済し上立立限申合せ前日先觸れし名を出し翌日
發足するまへし其日代官より手代出立の届書を勘定所へ出さる

○論所へ着の上早速取るべき証文の事

差上申證文の事

一私共山出入地改めの儀各様へ仰せ付くは付地改め申用申中旅宿
の儀双方構へお立申さるべき旨先達て仰せ渡されし付取

村後双方お終仕上隣郷誰代行カカ何村名主誰儀私共へ知音好身おも
申坐ふく且つ此所出入は付少しもお拘り申は儀申坐ふく申間右誰方
へ申宿仰せ付られりやう奉願上其為め印形差上申處依て如件

何村

訴訟方 名主連名印

何村

相手方 名主連名印

宛所手代兩名

右の証文と着日案内は罷り出小場所を取らばきこと多し都合
よしを宿着の上取らばよし又双方兼て申合せ置りて家初江戸にて
取置てもよし

○宿より取りべき證文の事

差上申證文の事

一何国何郡何村山出入^{ロシレヨチアワタ}論^{ワク}所^{コト}地^チ改^カ用^{ヨウ}として各様此^{コト}度^{タビ}出^デ越^{コシ}ふ^ルは^ハ付^ケ双方よりお願^{ネガヒ}用^{ヨウ}中^{ナカ}拙^{ソウ}者^{シヤ}宿^{ヤク}仕^シ依^ヨ之^ノ拙^{ソウ}者^{シヤ}儀^ギ双方村方へ親類好身^{シンレイヨシミ}小^コ其^{ソノ}外^{ソノ}お拘^{カウ}り^ト儀^ギ無^ム之^ノ我^ガの音^ネ由^ヨ尋^タ祈^イは^ス坐^マ小^コへ^ト拙^{ソウ}者^{シヤ}儀^ギ右^{ミダ}兩^ニ村^ニ親^{シン}類^{レイ}者^{シヤ}知^チ音^ネ好^{ヨシ}身^ミの者^ノ一切^{イツク}由^ヨ坐^マあ^ル小^コ尤^{モト}も出入^{シュツニュウ}は付^ケ少^シし^ク相^{カウ}拘^リり^ト儀^ギ由^ヨ坐^マあ^ル小^コ

一由^{トウ}逗留^{トウリウ}中^{ナカ}由^ヨ宿^{ヤク}由^ヨ用^{ヨウ}く^ル由^ヨ不^フま^キ者^{シヤ}根^ネふ^ル小^コ出入^{シュツニュウ}致^シさ^ス由^ヨほ^シま^キ音^ネ仰^{オウ}せ^テ渡^ワされ^ル畏^{オソ}り^ト奉^{ホウ}小^コ

一由^{トウ}逗留^{トウリウ}中^{ナカ}朝^{アサ}夕^{ユフ}由^ヨ食^{シキ}物^{モノ}の儀^ギ当^{トウ}所^{シヨ}在^{アリ}合^{アヒ}の野^ヤ菜^{サイ}を以^モて一^{ヒツ}汁^{ジュ}一^{ヒツ}菜^{サイ}の外^{ソノ}何^ニり^テも料^{リョウ}理^リの由^ヨほ^シま^キ儀^ギ一^{イツク}仕^シる^ル由^ヨほ^シま^キ音^ネ仰^{オウ}せ^テ渡^ワされ^ル畏^{オソ}り^ト奉^{ホウ}り^ト且^カ又^カ勝^{カツ}手^テ

了^シて費^ヒが^ハ由^ヨほ^シま^キ儀^ギを仕^シり^ト由^ヨ逗留^{トウリウ}苗^{ヒョウ}中^{ナカ}由^ヨ賄^ヒ入^ニ用^{ヨウ}ふ^ル由^ヨ申^{マシ}百^{ヒャク}姓^{セイ}方^フへ割^ワり^テ申^{マシ}由^ヨほ^シま^キ音^ネ仰^{オウ}せ^テ渡^ワされ^ル奉^{ホウ}畏^{オソ}り^ト

附^{ツケ}竿^サ取^{トリ}小^コ者^{シヤ}中^{ナカ}我^ガ授^{ジュ}が^ハ由^ヨほ^シま^キ儀^ギ由^ヨ坐^マ小^コり^ト早^サ速^{ソク}申^{マシ}上^ノへ^ト小^コ

一拙^{ソウ}者^{シヤ}儀^ギ双方^{ソウフウ}お拘^{カウ}り^ト儀^ギ由^ヨ坐^マあ^ル小^コ又^カ付^ケ双方^{ソウフウ}由^ヨ吟^{ギン}味^ミの節^{セツ}々^々の場^バへ罷^カり^ト出^デ双方^{ソウフウ}申^{マシ}上^ノ小^コ口^コ上^ノへ^ト承^{ウケ}り^ト差^サ上^ノ小^コ口^コ書^{カキ}へ拙^{ソウ}者^{シヤ}承^{ウケ}知^チ仕^シり^ト段^{ダン}與^ヨ印^{イン}仕^シり^ト様^{サマ}仰^{オウ}せ^テ渡^ワされ^ル奉^{ホウ}畏^{オソ}り^ト

右^{ミダ}之^ノ通^{トウ}り^ト由^ヨ仰^{オウ}せ^テ渡^ワされ^ル承^{ウケ}知^チ奉^{ホウ}畏^{オソ}り^ト其^{ソノ}為^ニ由^ヨ證^シ文^{ブン}差^サ上^ノ申^{マシ}處^{トコロ}依^ヨて如^カ件^{ケン}

何国何郡何村

由宿名主 誰印

年号月日

宛所手代兩名

右の通私共一同仰せ渡され奉畏小依之双方奥書印形差上申小以上

○双方論人へ申し渡り書付の事

双方へ申渡覚

一此度其村の場所地改由用として我共罷り越すに付我共并々竿取小者へ知音好身として手入を留しき候仕る候じく小若し右体の候之候に於て是屹度越度申付べく且何人より内意伺ひ申し渡り候べきふと申し候り金銀其外品物を出し候やう申候も決して差出し申を留し候若し右のり差出し候段お聞へ候に屹度吟味を遂に申立越度申し付べき事

一我共と申す及ば竿取小者へ金銀衣類諸道具その他些細の品あり候も少しの内候も實に候一切仕る候じく小若し賄賂を留し

き候仕候後日にお知候候に申し立屹度申付べき事

一論所地改め及び吟味の節罷出小名主組頭百姓代の者名前銘書付双方とも差出を留し候無用の人数一切罷出申候じ候事

一地改め吟味中双方とも諸夏を慎み狼藉を留し候義仕る候じく小若しお背を理不尽の所為に候に於てを理非の差別なく越度申付べき事

一論所へ罷り出候節人馬入用の候有之候に差圖及ぶ候に間我共

一双方とも証据証跡をあらわすべき書物の候に持参差出を留し候此候吟味の節差出を吟味を済し候後親に預け置候此節見出し候ふと

申し差出候に取上申候に間能くお心得出し候後を無之候に念入

申をぐまき事

附右ノ付巧ツクミの爲しき義有之歟謂イハレも亦く滞トヨホらせしむ越度フナドたぐ

たぐ

一 地改チカヘめ吟味ギンミの節双方セウホウとも諸夏シヨウ狼藉ラウゼキある後決ケツして以ヨるまじく若モし理

不フ尽ジンがゆしを義有之イ於イてと理非リヒの差別シヤベツあり越度フナドたぐまき事

一 我ワレホ并ナラビ竿取サトリ小者コモノホ調トシへ申マウゆべし叶カナるる品有之カ我ワレホナラビより

直ナカ其品申付マウべく小間我コノホ差圖サシヅあり調物トシモノ一切セツ在アり申マウゆじく事

但タし亦ナラビ在アる合アヒの品モノの外他所クノより調トシへ小儀堅コノく仕シるカじく且カ又ナラビ金銀

米錢イセ衣イ諸道具シヨウダウ其外少コノの品モノ又ナラビも貸カし小儀一切セツ仕シるカじく事

右之条ミナ堅ツクく申マウゆべく小儀書面シヨウメンの趣大小ソノの百姓ヘイメイへ逸イナクく讀ヨま

せ少しも違背有之イナクゆじく以上

年月日

手代兩名 印

何國何郡何村

名主
組頭中
百姓代

右の書面シヨウメンを以モツて仰オウせ渡ワタさる趣ソノ双方大小ソノの百姓ヘイメイ逐一オノオノ承知オウチ仕畏カシコマり奉マウり
小右の趣ソノ少しも背サムきゆべし何分の越度フナドも仰オウせ付マウらるべく其為ソノ
双方ソノ正請連印サシ差上サシ申マウゆ以上

何村
名主
組頭連名印
百姓代
何村
右門断

○吟味の節罷出人数名前書付の事

覚

何之誰知行所

何國何郡何村

名主
組頭
百姓代

誰
誰
誰
連印

何之誰知行所

國郡村連名印右同断

右此度拙者共論所見分^ケ成地改め^ル節^ニ案内并^ニ吟味の節罷出^ス人数書面の通り^ニ坐^ル双方共^ニ右の者^トも村中惣代^トと^シ罷出^ス以上を^モ尋^ヒの儀何分^ニ答^ヘ申^上吟味を受^ケ申^上べく^シ此外無用の者^一人も差出し申^上べく^シ其書付差上申^上以上

月日

双方名主組頭連名印

私云右人数名前書の儀名主組頭との^ニ百姓代を六七人も認^メむべし

○見分吟味を済双方より取^ルべき證文之事

差上申證文の事

一此度私共論所^ニ地改め^ル吟味中一方の^ニ呼出^シ吟味あき^レ儀^ニ坐^ル毎度双方共^ニ呼出^シ吟味有^レ之口書^ニ幾度も^モ讀^ミ聞^キせ尚^モ又私共へ^モ渡^シ熟^ク披見^シ仕^テ同得^シ心の上^ニ印形仕^テ吟味成^ル方少しも^モ非^ズ分^ズ儀^ニ坐^ル其連印証文差上申^上以上

月日

双方名主組頭百姓代連名印

宛所両名

差上申澄文之事

一私共論所地改めとして各様論地残る所なく見分改めを受申然
 ども惣百姓の内残り場所も有之やう存り者も有之我熟と承合を
 分くひやう仰せ渡されれり付委細申聞相尋探へども双方とも先達
 て改め清小場所の外も残りり地所曾て坐あぐり昔一同申上り勿
 論申味又付双方とも申上残りり候少しも申坐あぐり此段も惣百姓
 へ申聞り処申味の節拙者共申上り外は申上り候一切うねなき昔一
 同申然る上を方一改方申味も残りり候ふども申し又を申上残り
 り候りある段申上り候り申坐あぐり取上下されぬべく候
 証据澄跡にお成り書付先達て差上り外は有之候り差出さべく昔
 毎度仰せ聞られ候り付双方共篤と詮置仕候り右の外一切申坐あぐ

然る上を双方とも此以後差出し候り申取上下は下は下候り

右と初發申断り候り付何れも右申心得罷在候りへども猶又申念入らば此
 度申味消し付相残り候り候り有之我の昔申尋あされ候りへども右申上
 り通り申残り候り候り少しも申坐あぐり為其双方連印証文差上申り以上

月日

双方 連印

宛所兩人

差上申一札之事

一此度地改め申用は付申逗苗中双方拍り候り候りなき者申宿にお願申止宿
 あされ候り尤も申上下とも申定めの木錢下され飯米を当所申場を以て
 申買上り渡下され申賄仕候り何れも入用少し相かへ申候り
 勿論申馳走の爲しき候り一切不仕候り

一 竿取小者衆非分、爲しき儀有之、我又と何品よても相調へ代物お拂はば儀ふと有之、以、隠は、申上、登、老、音、社、仰、渡、承、知、仕、り、逗、苗、中、右、の、衆、中、少、し、も、非、分、あ、る、儀、は、坐、あ、く、り、調、物、買、上、り、儀、是、亦、一、切、由、坐、あ、く、り

右之通り少も違由坐あくり為其双方連印差上申以上

月日

双方連印

宛所両名

○木錢飯米代清取書付認方の事

請取申木錢并は飯米代之事

一米幾斗幾升幾合 以上何人飯米

此代錢何貫何百何十何文 但白米一升は付

右を何の何月幾日より何月幾日由で幾泊り幾昏分一泊り一人は付白米五合一昏分同二合五勺宛の積り

一錢何貫何百何十何文 但上下何人木錢 但上月一人泊三十五文ツ 但上月一人泊十七文ツ 但上月一人泊十七文ツ 但上月一人泊十七文ツ

合錢何程

右を此度何郡何村山出入地改め由用として各様儀越あされり付拙者双方願より宿仕り逗留中飯米代木錢とも由渡し下書面の通り儀は受取申外処実正よ由坐り且又逗留中各様儀は下書下中にて非分ある儀は坐あくり尤も由馳走が爲しき儀一切仕らば万一逗留中入用の由申合せ出金割り付仕り後日よお知せしと

如何^{イカ}やうの越度^{ワタド}も仰せ付らねばく
一各様^{ナラビ}并^{ナラビ}は下^{シタ}の由^ユでは逗苗^{トウネウ}中の潤物^{トシヘキ}ふきねし儀^{カク}曾^{ソコ}て坐^イあ^ハく^ハ然^シる
一方^{ヒトツ}一^{ヒトツ}下の内^{ウチ}潤物^{トシヘキ}ふきねし代物^{モツ}拂^{ハラ}ひ無^ナ之^レの隠^{カク}しめ申^{マウ}上^ノべ
き旨^{ミチ}再^{マタ}應^{オウ}仰^{オウ}せ関^{ケキ}ら^ハせ^ハい^ハども何^{ナニ}もて賣^ウ上^ノし儀^{カク}坐^イあ^ハく^ハ以上

何国何郡何村

宿 誰 印

宛所兩名

右の通此^{ロシシヨ}度^ド論^ロ所^シ地^チ改^カ用^{ヨウ}は付^{ツキ}中^{ナカ}逗^{トウ}苗^{ネウ}は飯^イ米^{マイ}木^キ錢^{ゼン}宿^{ヤド}誰^{タレ}方^{カタ}へは改^カ下^ゲ
され受^{ウケ}取^{トル}申^{マウ}小^コ延^{ノビ}お違^{チガ}は^ハ坐^イあ^ハく^ハ以上

月日

宛所兩名

双方印

○論^ロ所^シ手^テ入^ニ致^シを角^{カク}しき旨^{ミチ}澄^{セイ}文^{ブン}の事

差上申澄文之事

一拙^{セツ}者^{シャ}共^ニ此^{コノ}度^ド出^デ入^ニ又^{マタ}び論^ロ所^シの儀^{カク}各^{オノ}様^{サマ}見^ミ分^カの上^ノ傍^{ハタ}示^シ抗^{コウ}ホ^ホ直^{チキ}し
ふされ^ハ入^ニ付^{ツキ}称^{ナヅケ}以^テて裁^{サイ}許^{キョ}お済^メは^ハ右^{ミダ}論^ロ所^シの内^{ウチ}双^{フタ}方^{カタ}手^テ入^ニ仕^シら
ぬ論^ロ所^シ境^{ケイ}不^フ埒^{ラシ}の儀^{カク}ふき^キやう双^{フタ}方^{カタ}相^{アイ}互^ニひ^ハ心^{ココロ}と付^{ツキ}申^{マウ}を^ハ旨^{ミチ}旨^{ミチ}屹^{キツ}
度^ド仰^{オウ}せ^ハ渡^{ワタ}され奉^{ホウ}畏^{オソ}は^ハ其^{ソノ}印^{イン}形^{カタチ}差^サ上^ノ申^{マウ}以上

月日

宛所兩名

双方印

○江戸へ罷^ヒ出^デ日^ヒ限^{リミ}で渡^{ワタ}双方^{フタカタ}澄^{セイ}文^{ブン}の事

差上申澄文之事

一此^{コノ}度^ド論^ロ所^シ地^チ改^カ用^{ヨウ}は済^メ江^エ戸^コ表^{ヒラ}へは販^{バン}り^ハふ^ハれ^ハ付^{ツキ}拙^{セツ}者^{シャ}とも^{トモ}屋^ヤ

敷へ罷出の儀 当月幾日双方申合せ一所より罷出両所屋敷へ申届申上
の申可仕旨仰せ渡され畏り奉り尤も罷出人数の後を差回ら
ざる旨併し大勢然るべく申渡すの段に仰渡承知仕り右日限
申合違ふく罷出申さるべく其印形差上申以上

月日

双方印

宛所兩人

○論人共出府の節取証文之事

差上申一札の事

一拙者ども此度檢出出入付の当地へ召出の夫に付江戸宿その不
より各様へ内縁有之ふと申その有之れども決して承引以てなす
るに若し右体の者有之れども早速に役所へ届け出るべく旨此度仰せ

渡り奉畏り此上より不埒の儀は聞え及び何れに何分の越度より仰
せ付らるべく其印形差上申以上

月日

双方印

宛所兩人

差上申一札の事

一何月幾日明七ツ時まで双方より評定所へ申渡すべく旨仰せ渡
され奉畏り右刻限お違ふく右山門前へ申渡すべく其印形差上申一札
差上申以上

月日

双方印

宛所兩人

○掛り奉行衆へ書物差出を目錄の事

覚

一何國何郡何村山出入地改吟味口書

二袋

一右日断地改吟味覚書一冊

一袋

一右日断双方立會繪図

一枚

右の通奉差上り此外書物小と拙者共手前より差置申す

一拙者共昨日幾日既府仕す

一双方の者ども何月幾日当地へ罷出り積りて申す

以上

月日

檢使手代兩人

右の書物取揃へ掛り勘定奉行へ上り申す

○双方より前方差出帳面を返り節取り書付の事

覚

一何之誰知行丹何の何年申検地水帳写

一冊

一何之誰知行丹何の何年申検地水帳写

一冊

右の通り先達て差上置り此度申返し申すに請取奉り此外差上置

り書物申坐あくる以上

何村

名主組頭百姓代連印

月日

右と双方より先達て差出置り書物帳面申お返し双方より別々右

の趣書付と取り申し且先達て双方より書物上り節上目録申す右書

物返るとま目録引合せ返すあり

○評定所へ納り書物入箱表書認方の事

- 一 訴状返答書 ソウジツヘンカウシヨ 二通
- 一 立會繪図 タチエエヅ 一枚
- 一 松木伐株改帳 キリキ 一冊
- 一 双方書付口上書共 一袋

何村書付口上書共
何村書付口上書共
内 双方連判書付
何村口上書
何通
日 日

- 何國何郡何村何村 野山出入書物一件
- 一 地改繪図 一枚
- 一 地改吟味覚書 一冊
- 一 出裁許繪図 一枚

年号月日

手代兩名印

右を評定所申截へ納りあり

○ 檢使手代取着届けの事 覚

- 一 手代二人
- 一 竿取二人
- 一 雇小者二人

右を先達て申上り何国何郡何村と何村論所地改め申用とて拙者共
手代罷越不_レ処右申用お仕舞昨幾日取着仕用此段申上り以上

月日 市勘定所

是を出立のときも此趣を以て代官より届と出まあり

あり長き口書の内よと有て害あることも有るものあり
一口書を都て静る何遍も讀み関りせ又と手は活し自身は讀むと熟と
心得せし上りて印形を取らばし調印済の口書を公夏人の手は活し
見せぬじきことあり

一初許答と熟覽して公事の誤を考ふること專一あり内證は右の事を
争ひあがり表向を左と重んずるやうに云ひまのし表裏を以て勝と
る公事も有るものありと心得べし都て誤を知らばし吟味はかゝるど
心迷ふものあり

一右の事を関んと思ひ左の事は准へ問べ直は右の事を問へと有体は申
さぬものあり是れは処を以て心傳心言語は強うよくよく工夫はたぐ
まきことあり

一口書を初は理を詰め吟味してを公夏人も用心して有体は云ひぬもの
あり初日あると先差別をゆもめて公夏人の申をゆは口書とらる
屋し扱一日取し口書を其夜よりよく調べて意果合を考味し口書
違ふ処又不審ある處と頭書より翌日の吟味は問ふべし併し吟味
の等よとらる一兩日経て問ふ類もたぐべし

一理を持あがり辨足らばし本理を言ひ得がう叶はばることあり
又辨は任せ理ふきことも理ゆやうに云まはし謂きあきことあり横合
の理を付るものあり是れはよくよく関分ることを肝要あり
一都て公文出入を筋道をもつあり此理を明らばし迷ひぬものあり
及し達辨の者と理ふきことより理を附け又と数年公夏馴て功者あり
をるものありやうの手な者も差別の入るまことあり処と横道へ走ら

言をいふ言葉と正し威儀と嚴うしそ其不届を怨まべし又大聲を
 發せ常は双方へ同じやうい言葉をつうべし優劣なりを劣を先
 る方氣を廻し惡意を挟むるあり右の心得ありして私の怒を發し惡
 口雜言ホをまねを自分百姓の相手のやうにあり恨を受るるあり自
 分を双方の理非を糾し吟味なる役人あり若し不届ありど官の大法を
 以て取行ふべし然るときを笑ひあざむも識しむること自由あり併し
 心のいへどとを親とまぐるをいへ心得なきことあり
 一 言葉は權柄のときを百姓の心安うし因て吟味のとき事毎は用心し
 て跡先を考へ申すへ付實と虚と速うし今兼るるあり靈も前後の
 志ありよく云へを吟味は骨の折るるあり和らう問ひうけを勝
 り兼るるあり色ぬるとゆを云ひ出其内は虚実自然とゆいあり

ののあり

一 不語あることゆきばとそ早速その座して始終と極ることありへこの
 を矢張云ひるありふいませして口書と恐のいへるも取置て其口上の
 差ひと改め問とかくまは一句のゆけぬるあり其外は至て極むべし左
 おくして其座はわかく察当と打込と直は吟味をねむ程又よきやうに
 言ひ廻し遂に捕へ処と失ふやうにありあるものあり達辯の者又言語は巧
 るあるものを別てゆるものあり
 一人各心と形と格別あるもの多し面体柔和より内心好しきより表相
 正直に見へて心は惡巧と深きものあり又面体一物ゆるやうに見へて
 心正直ありものあり公事人の内は右のゆいゆいゆいゆいゆいゆいゆい
 依て人情は拍りて事と處るときを面体まらうぬるもの申はと

と善きやうよのときこそ人悪相あるもの申ことを正しきことも有り
 まやうよ閑心こそ有り後人存々ものを只此境とよく心得べし古
 語云其善と愛し其人と愛せ其惡とよく其人と惡し人
 間一生の内善惡言極まきゆへ一途は其人を惡きとせりも定め
 らるべし今日より心と改るときを今日よりの善人あり今日を善人ふ
 るまども今日より惡事とせり及でて則ち今日より惡人あり然るに善惡
 と事よりて人よよく公事と関るときも此心得とせりて只其人よ
 拘りて理非は目と付ること肝要あり
 一 追て入用は立つる品を前より同書し書き載せ附帛と取り取くへし
 定めの外差圖ある品を勘定は立ること成り難し依て右一件は付入用
 の品は積り立中清書と以て掛り勘定衆へ内見し入差圖の上出をへ

し

右用掛りの後人心得たることの大際と茲に記を尚此他種は心得あり
 べきことありよく考察ありし
 一 論所ニケ所も三ケ所も申し付らる先より先へ相越し渡海をべき場所
 何れぞ出立前は同ひ申べし若し右の程相知まば行がく其のついで
 用先より飛脚を以て伺ふべし尤も初渡場所を尋ぬまを海を渡る
 場所を知まきまより右逗留中は同ふべし其文言より何国何郡何村
 より何所へ渡海舟路幾十里程陸路幾十里内坐の間渡海道法格別近
 西坐の間可仕我の旨と伺ふべし伺ひあはると渡海を法度あり
 らぬを印章書物吟味書物所持するゆへあり陸路遠くねど内用
 お掛り外は付両様伺ふあり

一 多くて関西の出入と寺社掛りあり
 一 見分手代関を越せど三人扶持五割増下りる但し検見以後雇手代を五
 十俵月割の積は勘定お立と三人扶持五割増をふし

東京 大月忠興 補訂

校正地方落穂集卷之十一 畢



校正地方落穂集卷之十二

目録

- 一 大切の囚人江戸へ召連る事 ○囚人召連し役人先觸并江戸着心得の事
- 一 大切の囚人手鎖掛様の事
- 一 當人吟味心得の事
- 一 手負死人見分の節噴氣と受ける仕方の事
- 一 大切の科人病歿の節塩詰仕方の事 ○遠方へ遣と獄門首持様の事
- 一 手負其外愛歿の者取置の事 ○首鑑見か心得の事
- 一 一人を殺し立退し者の事
- 一 百姓出入内消又付消口證文の事
- 一 内消致し善と悪と有る事

- 一 牢舎申付られし者牢屋へ連行す代心得の事
- 一 道中筋倒れ者爰成の昔お届の事
- 一 傳馬宿出火の節心得の事 ○ 在方出火往進心得の事
- 一 欠落せし奉公人先くして悪事仕出せし節の事
- 一 盜賊せし者仕置し品有る事
- 一 料所私領出入し付料所百姓奉行所へ出し節の事
- 一 仕置者有之節心得の事 ○ 拷問の事
- 一 誤證久以来相成りたる事
- 一 社寺の面々取計ひ心得の事

校正地方落穂集卷之十二 畢

校正地方落穂集卷之十二

信陽 東條耕子蔵 抜

○ 大切の囚人江戸へ召連小事

一人を殺せし者其外大切の囚人と道中召連するを老中の証又相渡り然を共本紙を代官へ差置り又ハ時宜は寄箱に入包して役人の襟に掛け写しを以て宿まで通行する事あり 備武士ふれハ駕籠乗物に入戸前
 2錠と卸し青烟を掛りあり 網ハ下より上へ廻し上より下へ通し囚人の羽搦あり 但し身分の格より寄品有べし 百姓町人ハ目籠に入る目籠を高三尺より作り 琉球産の扇を前より合せ前よりごき穴とて親腕一ッ入程の孔を明け下の臺を丈夫より板を張り 大小便の抜きは落し

穴と明け内と柱と一本立其柱囚人と繋ぐあり囚人の手鎖を捕足
に羈と打口よを管くり口を廣く少し長く作り等繩を通し
と含ませ食事とる時を囚人は附添ふ役人立合て諸支念を入べし尤
も老中の証文道中宿まこと囚人斗は食を喰せし様よとの文言あり
て宿への役は勤るにあり但し箇指の囚人よの粥を喰まべし右証文の
写しに宿に向屋へ見せ人馬并囚人食事の差因とし泊り宿まこと宿
役人共と呼寄せ囚人と預け置証文を取り番人を嚴重に付させ役人
共よも詰させ宿の火の用心厳しく申付若し急火の節に立退場の手
段直心掛宿役人共よ申付囲締りふりく差因まべし

○囚人召連れ役人先觸并は江戸着心得の事

一囚人を召連し節は先觸を出し道中里数の考を以て幾日何時頃江戸

着の趣を以て別紙に認め先觸は添へ屋敷へ遣まべし左に屋敷の
り役人出迎ひ囚人の着を見掛ると直に掛り奉行へ罷越誰又配所何因
何郡何村何の囚人何の誰追付是迄召連罷越れ旨玄関帳面の侍を以て
用人ゆを申入るなり

一囚人を召連し時ハ江戸へ八ツ時少し前着る様よ心掛べし左に
ど彼是より内退出の制限は成都合宜きあり其心得あく違ひ着し夜は
入を自分の屋敷に入置夜番を附明朝登城前よ申上るより諸事不都
合あり依て若し夜に入るべくと思ひ江戸入口の宿場を止宿致し
其趣を早く自分屋敷迄申通し明日江戸着の制限申合まべし借翌朝
よ成随分早く出立し登城前よ屋敷へ罷越べし早まふよし又江戸入
口迄余り早き着よあはれ見合せ居り退出の制限を計り出立まべし

一奉行屋敷迄通行の道筋見付西門のりく同道の手代先へ駈抜代官誰支
 配何國何郡何村何の囚人手鎖して目箆へ入何奉行必へ何の誰と連置
 通り小間西門も通しあれ多く昔お断り通行するあり又奉行屋敷よ
 り牢屋へ通行の節掛りより西門番へ断りて通り
 一奉行屋敷へ囚人をも連し節ハ先門内へハ入を長屋へ引添へ箆を下置
 先達て罷越せし手代其外召連し者も守ら置玄関へ上り西門囚人只
 今忝着仕の段用人迄申達し手前手鎖をも連し小間手鎖を外し腰繩を
 て西白洲へ差出し申べく裁の旨お伺ひ其上をも用人差圖次第と取計
 りあり諸用人の差圖のりく箆の傍門内へ昇入箆より出し羈口合と取
 差圖の通しして出さべし召連し手代ハ旅裝束のゆへは出白洲は於
 て奉行より命ずらるる儀も有りて囚人ハ吟味の内入牢仰せ付らる

昔申渡され人を差添へ牢屋へ遣さる尤も道中手代も同道渡し外の
 者の出迎の手代召連屋敷へ歸り夫々旅宿へ遣さるあり
 一掛り奉行より石出帶刀へ書付遣はる此書付ハ囚人差添よ来せし家
 来持茶と手代の渡し済し上の屋敷へ取る是ハ屋敷よりの差圖をも路
 次の警固するのをも帶刀方より囚人受取の書付出る是ハ奉行より
 書付持茶の者受取て取らあり
 一右体の囚人ハ限らば手前手鎖を掛奉行へ召連し節ハ白洲の口より外
 し腰繩をも出さるあり左に奉行方より別段手鎖を掛牢屋へ送る也
 代官方よりハ手鎖手封をさるのをも繩を用ゆるとも同の上あはるふ
 らぬとあり又手前手鎖を外し奉行へ出を奉行の前を憚る溜あふ
 し但し主殺し親殺し不孝者ホの重き科人を手鎖の傍腰繩をも出さる

し是に至て大切の囚人多る故也然共前方用人へ関合の上あはべし

○大切の囚人手鎖掛格の事

一大切の囚人へ手鎖を掛るよハ着服の外を掛べし常の手鎖人の如く
懐中にて掛る時ハ手鎖を胸と打自殺するをかり至て大切の科人の
様と手鎖をよべし胸と打事ある何れも用心の為あり

○當人吟味心得の事

一仮令ハ大勢集りし場にて喧嘩の上乱棒と人々を打疵付し又と其座
にて打殺せしや或ハ抜身を以て数人切合し節誰切殺せしとも分り難
く只大勢と相手知難きふどりの時手負死人ハ見分の為罷越ハ先づ
近邊にて常の旅人の体とて酒店ふと休む只何となく風岡の様子と
尋ね又馬方ふどりに軽く向掛承るべし大抵有体知せ又吟味の事掛り

成と自然と耳に入るあり又其村に入ても差と事と敷とふき体とて

是を埒もふき喧嘩の致し格裁去りても誰が初め打擲せしやらんふど

事もあふは軽く関と斗らぬ初めは打掛りし者知るを有都で格の類

ハ棒或ハ及物ととも初手は打掛りし者解死人は定る法あり譬へ後

打し者が殺せしよせよ是ハ解死人は立を遠島とて泊又手負人死む

とも初手と掛し者相手は取法あり

○手負死入見分の節嗅氣を受る事

一手負又ハ死人ハ見分は行く時ハ其場は到るあま目鼻耳ハへ唾と金を
ハ嗅氣を受るは又役人を丁子油と印箋は用意とべし是亦右の箇外へ
金をハ嗅氣を受るあり

○大切の科人病死の時塩詰は方の事

一 死人塩詰の仕方ハ自分と手と掛るをよのけら共役入る者ハ心得
 なることあり此仕方夏秋ふが縮の葉春冬ふが葉のちるはと取内よ
 塩と入を折返し死人の鼻孔両耳口臍肛門ホへ緊と差込と両方の脇の
 下へ塩と詰入物の下へも塩と厚く置其上へ右の死人を置上よりも塩
 と詰るより尤も渡り塩ハ血交りて宜しうは新き塩を以て詰べし右
 縮の葉と用るをハ秘事あり大方ハ此法と知らん此の如くをれを我日
 立ても腐まぬ尤も見今の時ハ残らぬよく取まるをのあり

○遠方へ遣りて獄門首持柵の事

一 遠方へ遣りて獄門首ハ随分念を入むとハ皮肉の間ハ虫を生じ皮を
 破り腐るあり此持柵を切口は頭へ通りたる大なる孔あり又前の方ハ
 二筋細き孔あり然きと切口を返り右の孔知難きをのあり是也

よく見出し柳の枝を細末より削り其孔より挿込と其孔お應よ青縮の葉
 の葉のちるは塩と入其孔へ随分深くきりくと差込と鼻孔の孔
 へも右の如く差込と桶に入を上下とも塩と詰と持あり併し是を表立
 ける後より又上酒を浸しと持よりし首桶ハ大方新き手桶の手を切て
 用ひ蓋をしと琉球庭よと包と札と立るあり

○手負其外意死の者取置の事

一 手負其外意死の者ホと都て其時の姿を改て其身其終よと土葬する法あり
 尤も髪ハ剃らるあり

○首溢見分心得の事

一 首を溢れお果し者ハ何方よと溢れりより共見分済む内ハ下けらる法
 あり若し死して間ハ下せを常の死人の通りよと少しも異あると

あく吟味むろしきをのあり
一 首を縊て死せし者と眼中と口中と心と付べし実首縊しと眼睛上と見るか如く舌を下齒へ付る也一夜も越を時を舌に付し齒へ黒く跟の付るのよしを青齧と出まあり

一 首縊見分口書より口中迄お改めぬ処首縊は紛きふきと云と書我べし
一 首縊て死せし者未だ暖くはるが其後をを下よりとと臺をて立せ足

の爪先より段々操上げ下へ却し裾よりよく操上を息出るより右
柙の首縊ても早速は縄を切放してを生づるあり是れを自分より受
し者ふれを格別他所の者より柙子知しける者と蘇生してを却てむ

づりし事とゆふもの也勘辨はるべし
一 縊殺せし上首縊の柙は柙へもる舌上齒へ付眼睛下と見るか如く又

口書の儀行方知る者往還又ハ宮森小を首を縊りし時ハ村役人ハ
申す及ぶる百姓共の内にて見知し我の旨吟味とあし見知る申
さば其趣を書付并に幾日何時誰見付し我の旨を尋ね初て見付し者
を呼出しつら柙の儀を通り掛り見出せし我怪き儀見聞及びし我
ふき我の旨委細問し口書を取べし勿論変死の者懐中所持の品書付
かの有無お改め村方より取し口書は書我べし年齢衣類かの儀を先
達の注進書は有とつら共見分の上取る口書は是亦記さるべし然し吟
味の上怪き儀なく全々自分首縊しは紛きふくハ口書取揃へ首縊り場
所委く繪図に認め早々屋敷へ遣はし代官の下知を受取片付改め
まべし取片付の仕方札の立方ハ倒死者の条より

口書は自利の氣呆るもの也是れを實の首縊より
一 口書の儀行方知る者往還又ハ宮森小を首を縊りし時ハ村役人ハ
申す及ぶる百姓共の内にて見知し我の旨吟味とあし見知る申
さば其趣を書付并に幾日何時誰見付し我の旨を尋ね初て見付し者
を呼出しつら柙の儀を通り掛り見出せし我怪き儀見聞及びし我
ふき我の旨委細問し口書を取べし勿論変死の者懐中所持の品書付
かの有無お改め村方より取し口書は書我べし年齢衣類かの儀を先
達の注進書は有とつら共見分の上取る口書は是亦記さるべし然し吟
味の上怪き儀なく全々自分首縊しは紛きふくハ口書取揃へ首縊り場
所委く繪図に認め早々屋敷へ遣はし代官の下知を受取片付改め
まべし取片付の仕方札の立方ハ倒死者の条より

一家内^{カナイ}の首^{カビク}縊^スりあれど其^シ者の品^{モノ}一^ニ寄^{ヨリ}吟味^{ギンミ}筋^{スジ}筋^{スジ} 養子^{ヤウシ}又^{マタ}と娘^{ムスメ}親^{シネ}類^{ルイ}掛^カ人^ニ掛^カ入^ル下^ノ人^ノ其^シ品^{モノ}一^ニ寄^{ヨリ}何^ニ也^{ナリ}其^シ者^ノ親^{シネ}類^{ルイ}と立^ツ會^ハせ銘^メ之^ヲ平^ナ日^ノ又^{マタ}の變^ヘ死^シせしおの格^{キヤク}子^コ小^コ委^ヰくお尋^タね右^{ミダ}付^ツ訣^{ケツ}合^カ有^ル趣^ソあれバ其^シ筋^{スジ}と糺^ツし吟味^{ギンミ}有^ルべし何^ニの子^コ細^ホもふく書^{カキ}置^キも終^マる一^ツ存^ゾくお果^ハし趣^ソあれバ親^{シネ}類^{ルイ}共^ニへ右^{ミダ}の訣^{ケツ}申^シ吟味^{ギンミ}付^ツ外^ノ何^ニ願^ガ筋^{スジ}も有^ル之^ノ音^ネお尋^タね何^ニの願^ガ筋^{スジ}もあ^ラぬれど口^{クチ}書^{カキ}私^シ共^ニ立^ツ合^ハ吟味^{ギンミ}の趣^ソ逸^トマ承^{ウケ}知^チ仕^シ外^ノ吟味^{ギンミ}残^ノる所^{トコロ}ふく又^{マタ}何^ニの怪^ケき儀^ギも無^キ之上^ノ尚^ナ又^{マタ}外^ノ願^ガ筋^{スジ}曾^ソと各^ノ段^{ダン}の文^{モン}言^{ゴン}書^{カキ}付^ツと取^{トル}べし右^{ミダ}の通^ツり吟味^{ギンミ}事^{コト}消^ヘの上^ノ異^イ變^ヘあ^ラぬれバ掛^カ人^ニ奉^{ホウ}公^{コウ}入^ニふと死^シ骸^カ引^キ取^リ証^{シヤウ}文^{モン}と取^{トル}りお渡^{ワタ}をべし右^{ミダ}証^{シヤウ}文^{モン}の取^{トル}格^{キヤク}を私^シ弟^{テイ}誰^{タレ}儀^ギ何^ニ村^{ムラ}誰^{ナニ}方^{カタ}の養^{ヤウ}子^シとく^ク外^ノ今^{イマ}月^{ツキ}幾^キ日^{ニチ}の夜^ヨ首^{ウタ}を縊^スりお果^ハす付^ツ見^ミ分^{ブン}としく越^コえ下^ノ私^シ共^ニ立^ツ合^ハの上^ノ死^シ骸^カ吟味^{ギンミ}あ^ラぬれ外^ノ聊^{シヤウ}く怪^ケき儀^ギ

も各^ノ之^ノ全^{ゼン}く一^ツ存^ゾく首^{ウタ}縊^スり儀^ギと見^ミへ上^ノと何^ニ方^{カタ}へも曾^ソて申^{マシ}分^{ブン}之^ノ吟味^{ギンミ}付^ツ申^シ上^ノ為^ニ儀^ギ一^ツ切^{セツ}坐^マあ^ラぬ依^ヨて右^{ミダ}死^シ骸^カ渡^{ワタ}し下^ノ愴^{セウ}受^{ウケ}取^{トル}奉^{ホウ}り然^{シカ}る上^ノ右^{ミダ}付^ツ願^ガ筋^{スジ}あ^ラぬし儀^ギ曾^ソて申^{マシ}上^ノ為^ニく^ノ文^{モン}言^{ゴン}と取^{トル}べし尤^{モト}も立^ツ合^ハし親^{シネ}類^{ルイ}共^ニ加^カ判^{パン}はさ^スべし

○人を殺し立退小者の事

一^ニ喧嘩^{ケンカ}又^{マタ}ハ意^イ趣^ソ討^ツりて人^ニと殺^{コロ}し立^ツ退^ヒし時^{トキ}ハ其^シ所^{トコロ}へ早^{ハヤ}速^{ソク}尋^タ申^シ付^ツ右^{ミダ}の者^ノ代^トりて其^シ者^ノ親^{シネ}或^モハ忤^ヒ入^ル牢^{ラウ}仰^{オウ}せ付^ツらる^ル然^{シカ}共^ニ行^{ユク}方^{カタ}知^チる時^{トキ}を日^ヒ数^{スウ}と経^ケし上^ノ長^{チヤウ}尋^タね仰^{オウ}せ付^ツられ親^{シネ}忤^ヒハ入^ル牢^{ラウ}免^メつるあり

○百姓出入内消付消口証文の事

一^ニ出^デ入^ニ内^ノ消^{シヨウ}付^ツ消^{シヨウ}口^ク証^{シヤウ}文^{モン}の事^{コト}
 一^ニ出^デ入^ニ内^ノ消^{シヨウ}付^ツ消^{シヨウ}口^ク証^{シヤウ}文^{モン}右^{ミダ}出入^{シュツニュウ}扱^{サツ}ひの手^テ段^{ダン}と書^{カキ}裁^{サイ}せと取^{トル}べし扱^{サツ}ひの品^{モノ}ハ扱^{サツ}入^ニ作^{サツ}意^イはし出^デ入^ニの發^{ハツ}端^{タン}

并は扱の次第決着の締り小巨細文言にお認め双方扱人共の印形はし
同様に三通認め双方へ一通充扱入へ一通所持致をばまふり都て甲
乙を申立ど済り扱ひあり依て後所へ取り証文は扱の巨細を書き以
来の締り小巨細重々取べし文言左の通り

差上申證文の事

一何国何郡何村名主准同村百姓村方何々の後日付出入又及び此訴へ申
上り又付名主方へ返答書仰せ付られ双方の吟味又及びのまふり小巨細私
共近村の儀故内より取扱申度旨奉願り付右出入の下の下難有存
じ奉り依て双方存寄の意味承り彼是異見を加へ私共立合何の相
調双方得心の上和談仕り右出入の後ハ勿論以来何の小巨細め双方并
一は共名印形お裁り取替せ証文三通お認め双方へ一通ツ、私共も一

通所持仕り右出入一件残らぬお済し申し然る上を此度出入の後日申
及及び以来共右に付訴訟が満しまし候双方共曾て申上回数一万一
何々の儀に付申分出出来仕り右取替せ証文の表を以て私共何分は
も將明申さべく依て此度双方より差上の訴答共願下り又付下証
下置受取奉り後日の為め扱済口証文差上申出依て如件

年号月日

何国何郡何村

扱人 誰印

何国何郡何村

誰印

何之准様
市役所

右何村誰何村誰申上り通私共此度訴へ申上り出入の後右兩人取扱
又付双方得心の上和談仕り以来の儀共申合せお互ひ取替せ証文之

と取り右一件残らばお府申上然る上を双方共よ此以後曾て申分而坐
あり右よ付内訴訟が間敷決して申上間敷勿論此度諸夏和談仕
りお府の上を名主惣百姓内後時しく申合せ万端お慎も前々仰せ渡さ
し内旋の趣屹度お守申さくは若しお背き以来不届ふる出入お申
出ハソ屹度お答仰せ付らる旨仰せ渡され何事も畏り奉り勿論村
方残り百姓共へも仰せ渡されの趣惣代の者共より委細申問べくは後
日の為眞書印形差上申以上

何国何郡何村

訴訟人惣代

月日

誰印

同国何郡何村

相手方誰印

何之誰様

内役所

○内消致し善と惡と有事

一都て公事出入お扱の上双方和談内消はまると至て宜きとあり然共
人を殺せし者を訴出を内々にて取扱吊金お取せ双方内々にて相府
をるふど以の外宜しうもはる也仮今年と経ても頭も時ハ其列の者
遠島当人ハ解死人は仰せ付らる也右格の危きと致し内消はせん
よりハ双方より訴出殺されし者の親妻子お納得の上にて右の者共の
願して殺せし者と出家させ誰菩提吊らせ度又付解死人の儀お免社
下格菩提寺住職お俱願出さハお免ちる也然る上ハ内法も立跡
の禍もふく其者の命も助るべき後人たる者右お扱内意お決して

同意を乞ふべしと基あり

○定舎に御付の者牢屋へ召連り手代心得の事

一牢舎人都市七ツ時過て牢屋へ召連行を扶持方出さるるを故手代より此囚人今日昼支度致し候へり又付支度申付らば候致候旨牢役人へ願ひ遣さるべきあり左ありて七ツ過ると扶持方出づる法あり

○道中筋倒れ者喪死の者届の事

一道中筋に倒れ者又ハ喪死の者候節ハ見分を遂懐中并ハ衣服持物年齢其外怪き夏の有無追吟味致し倒れ居し場所字名書付宿場より其道中奉行へ陣屋より其代官江戸屋敷へ即刻注進せよ然し共之を陣屋より出ると彼是遅くあるより見分出役の者其場へ於て委細注進状お認め宿場より取し書付と一封は致し別々江戸入口の宿

問屋へ添状を以て急注進の由申遣ハ着次第早く江戸何方の代官誰方へお届け賃銭受取べく候お認め右書状共其処の名主へお渡し其宿の注進と一同遣さるべき也扱代官より右書状披見の上注進の趣を早速お認め道中奉行と勘定奉行へ一通差出さるべし右決着の上三日お曝し其所へ土葬せよとあり

○江傳馬宿出火の節心得の事

一丈配所の内傳馬宿らるる兼て宿中兩側町外は近方角并一間毎と奥行本陣向屋場馬役歩役茶屋泊屋商人職人空地立木お追委しく認め且町幅長共見分格と繪図を記し并町表屋敷付の分田畑堀溝町道野道又右一軒毎の町屋敷表田の間敷家居の坪数土蔵に至る迄細く記し陳屋一通江戸役所一通ツ、置置べし是を出火又ハ捕方其外喪

事の節ハ吟味の便ヨリ多ク其外萬事ニ付大ニ便利宜シ
 一傳馬宿出火の節陣屋近ク多クハ早速駈付入夫ト下知シテ防グベシ又
 程速キ所ヨリ注進ノ見分ノ為罷越シ火元ト吟味シテ燒家數人馬
 怪我ホの有無及届燒跡ヲ繪圖ニ記シ馬役何軒歩役何軒又本陣屋燒失
 多クハ其趣委細ニ改メ即刻宿次ト以テ向屋方ヨリ道中奉行ヘ注進申
 上ベキ旨申付手代ヨリも代官ヘ注進状ヲ恐メ并ニ繪圖書付ホ添ヘ
 早速飛脚差出スルニ尤刻限里數ヲ考ヘ代官ヘの注進道中奉行ヨリ先
 ニ届ク好心掛ベシ

○在方出火注進心得の事

一在方出火の節燒失十軒内ハ勘定所ヘ注進ニ及リ代官ヲテ熟ト吟味
 与遂ゲ書付取置テ十軒以上ト吟味の上注進申上ル尤吟味の節取

シ繪圖書付ハ名主組頭百姓代の印形ヲ取注進状ニ添上ル有リ
 一右吟味の美ハ火の出シ場所并ニ凡の方角昼夜の刻限防ぎ方の次第防
 ぎ兼シ誤遂ニ大火又及びシ次第其外右出火ニ付怪キ事の有無及吟
 味ヲ遂ゲ書付ヲ取ベシ

○欠落せし奉公人先ヨリテ惡吏仕出シハ節の事

一家来欠落致シ自家ヘト人代ヲ取シ以後右欠落人外ヨリテ惡事トナシ
 主人の名ト名乗正仕置ニあり人主清人ホ過料仰せ付ラレシ節も先主
 人ト構ひテ并ニ牢屋出會ヨリ出テ多ク併シ過料錢受取ヲ納むベ
 き音仰せ付ラ多ク後モ有テ然ル時ハ右清人主人主町方ホ但町奉行
 へお願ひ右町方ヨリ日限証文ヲ取ベシ左ホヨリ長引モノあり過
 料ハ三日の内ニ納ル法あり

○盗と致せし者内仕置は品物事

一 盗人内仕置の儀大抵死罪多し其内後ハ人家へ忍び入り或ハ土臺ふどと破り盗を取し類ハ巧ての事ニ付金高雜物の多少ニ由り死罪あり又手元有し品を巧し事もなく風と少々の物を盗と取し類ハ入墨の上追放多し右の趣享保年中仰せ出されしあり

○料所私領出入は付料所百姓奉行所へ出し節の事

一 支配所百姓私領の百姓と出入致し奉行所へ願出及音願出し時ハ出入の音趣一通りお尋ね差出とくき出入ふれを月番公定方勘定奉行へ代官より裏判遣はされ下格仕度音添状認め手代は持せ遣と用人右右の書状を渡し口上申入百姓の出べき日限を伺ひ来る其後百姓出た節ハ手代ハ出るより及り

○仕置者の節心得の事

仕置者取行ふ節ハ定め除日と心掛速慮らるべし除日の夏前又出た一支配所にて重罪を犯せし者ハ吟味の内陣屋付の牢へ入置代官へ注進申遣とくし尤も代官より公定方勘定奉行へ届けたり遠国ふとい直日代官へ吟味命せらるるも其節罪人口強り陳謝致し有体は申出が節ハ伺の上拷問仰せ付らるるも其節罪人又罪科極りし節支配所は於て死罪仰せ付らるるも然る時ハ陳屋より右検使として出張とくあり其心得左の如し

一 仕置場の儀ハ前々仕置取行ひし場所牢屋近邊又ハ村末小川を有し我先例の如し其例は仕せ若し場所なき時ハ河原或ハ物捨場へ行かべし又斬手ハ支配所の内ノ或ハ近邊ハ非人小屋の如し申遣ハし切手の

非人ヒニンを召呼メシヨフべし但し切手キツテは刀持カタチをばき格申遣キリと方カタをらし左サあくし
 て此方ココより刀カを貸遣カシヤクせど其刀カの非人ヒニン持飯モチイるあり丸刀持マルカチをばき格申遣キリ
 刀代カネとして非人ヒニンへ金三百匹程遣ヒキホドとて移ウツリり
 一 首斬クビキリ檢使ケンシは羅越ワコクを節道中セツドウチュウより其終マの装束ヒカヅクあり又陣屋チンヤより出る時
 一 野袴ノハカマ羽織ハオリあり又外ウチは目付メツケとして副檢使ソウケンシ一人何ナニも足輕アシカラシを連ツラせ扱サツ匣ハコ
 突棒ツクバシ杖サス首カビ俣ヒと持モチとべし
 一 陣屋元チンヤノマタの牢ラウへ罪人ザイニン入置イリカケは足輕アシカラシと遣ノカはし切手キツテと以て牢番ラウバンと戸トを明アカさせ
 牢内ラウノウチとして繩ナを掛役カケヤク所所の白洲シラスへ召出メシタし仕置シヅキの趣申渡ソモシし一先牢イツッラウへ飯カヘと也
 夫より檢使ケンシの者牢屋ラウヤへ羅越ワコク其者ナカの名國ナクニ所所に書付ヒキアは引合ヒキアせお尋ね其上ウヂ
 して仕置場シヅキバへ引ヒキせらるる但し役人ヤクニン共後衆キノシラととべし
 一 仕置場シヅキバ所所に至らば右罪人サマシは切繩キツナ目隱メカクレ小コを掛カケ是ハ非人ヒニン取ヒキス居ヒキスる檢使ケンシの

者ハ罪人ザイニンの向左ムカサマの方副檢使ソウケンシと同右ドウミダの方何ナニも罪人ザイニンより三間程隔サンマノハて扶
 厘フクリの横ヨコ口クチは腰ウシと掛カケるあり罪人ザイニンの真向マコキより召出メシタる格キリは脇目ワキメと以て見ミる
 べし扱檢使サツケンシの者科書証文シロクセキモノの字ジと懐中スイチャウより出し三足前ミソクマヘより進ス中腰ナカウシに居イ
 て讀ヨミ聞キカせ又三足後ミソクノチへ引去ヒキサり腰ウシと掛カケべし都ミて随分ズイブン氣キを静シズめ足の爪先ツメサキと
 見ミる心ココロより進退シントウととべし
 一 石イシの時トキは科人シカニンの親オヤ共トモを呼寄ヨコシ置オキべし右科書ミカシロハ讀終ヨミマツりし上親ウヘオヤ共方トモへ
 遣オクとべし都ミて箇格カノキの節セツは目鼻唇舌メハナクシへ唾ハを塗ヌり氣キを受ウケざる格キリは心掛ココロカケべ
 しきねばとて人の目メは掛カる格キリはさるるハ耻ハジしきとあり只心ココロを静シズまると
 ると肝要カンヨウあり首打クビウチし上ウヘをお仕廻シマフべき音申渡ネモノし陣屋チンヤへ引取ヒキあり
 ○拷問ガウモンの事
 一 拷問ガウモンを下知カウシふくしを自分レブンよりあかざる法也官カミは於コトて無差ムサとハ拷問ガウモン

有とふし惡事の証据儘あるは白状又及ばぬ者又同類の者ハ
白状致せども当人白状致さば并は金銭の科ハ未だ決せざんども外ハ
惡事ハ何れ後分明にお知夫のそと罪科ハ行へるべき者是ハの
類ハ拷問仰せ付らるる候あり但し差口斗て証据なきハ拷問致さ
敷とあり拷問致さば叶へばる者ハ右の趣を以て伺ひ下知を受て
取行ふとあり

○誤証文以来不相成事

一前ハ吟味お誥り申分なき節ハ誤証文お取りし義問有しとある共
享保五年仰せ出されし趣ありて奉行所より出入吟味の節口書の
内吟味誥仕せ処りて誤りハ云文言ハ遠慮とべし一向申披き盡之と認
め勿論誤証文おと取て決して致さるべきあり

○社寺の面々取扱心得の事

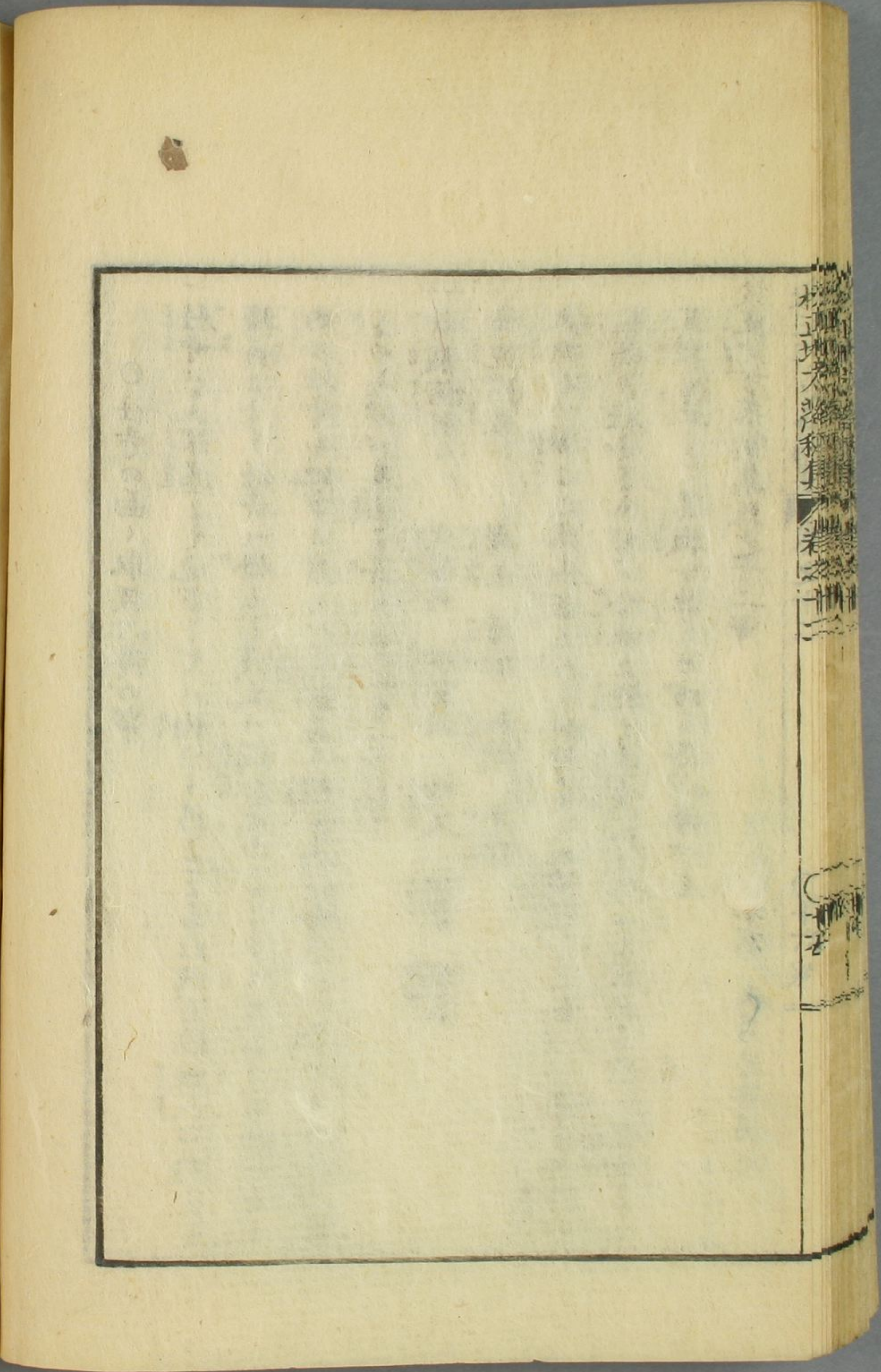
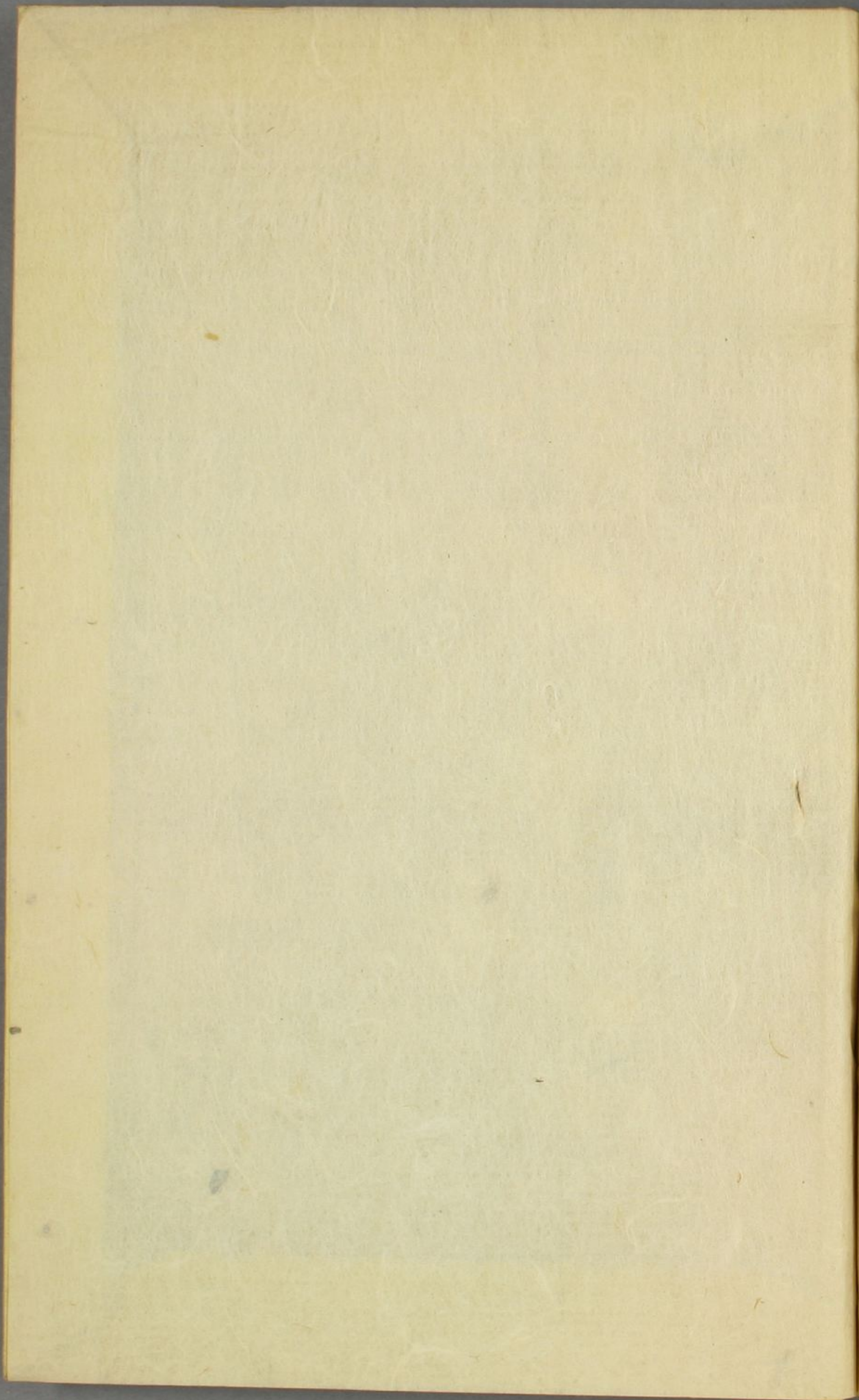
一社寺ハ支配違ふと地方よりハ拘りらるるに多し共百姓出入の内より
場外より社寺へ掛りし儀又ハ問合せホもるに有る百姓地所の
内の社寺を地方より付ての支配あり然れ共社寺ハ一分くくの位階有
るものあり其品より寄る會釈有べきあり

- 一神職階級
 - 大宮司 神宮司 神王 社家 祿宜
- 一寺院階級
 - 僧正 僧都 和尚 平僧

大概右の順より心得取扱ふべし此外委くハ職原より知べし然れ共
位高き社寺より吟味は於て速憲より言葉を慇懃とし
其罪を正し其職を辱しめぬる存心掛べし

校正地方落徳集卷之十二畢

東京 大月忠興補訂



五
地
大
海
和
集
卷
之
三

三

